

1. 基礎編

- Q1 PFIとは
PFIとは何ですか？何を目的としていますか？
- Q2 PFI導入による効果
PFI導入により期待される効果は何ですか？
- Q3 民間の活力を活用した事業方式
PFIと他の民間活力の活用手法とは何が違いますか？
- Q4 PFIの仕組み
従来の公共事業と何が違いますか？
- Q5 PFIの事業分野
どのような種類のPFI事業が多いですか？
- Q6 PFIの補助制度
PFI事業では国庫補助金はどうなりますか？
- Q7 PFIを進めるスケジュール
PFIはどのように進めていくのですか？
- Q8 庁内の推進体制
PFIを推進するための庁内体制はどうすればいいですか？
- Q9 優先的検討規程
優先的検討規程とは何ですか？
- Q10 PFIについての情報収集
PFIに関する情報はどこで入手できますか？
- Q11 PPP/PFI推進アクションプラン
PPP/PFI推進アクションプランとは何ですか？
- Q12 PPP/PFI地域プラットフォーム
PPP/PFI地域プラットフォームとは何ですか？
- Q13 民間資金等活用事業推進機構
民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）とは何ですか？
- Q14 アドバイザー
PFIのアドバイザーとは？
- Q15 PFIの事業方式と事業類型
PFIの事業方式と事業類型はどのようなものですか？
- Q16 事業範囲と事業期間
PFIの事業範囲や事業期間はどのように決めるのですか？
- Q17 VFM (Value for Money)
VFMとは何ですか？
- Q18 募集に必要な書類
民間事業者を募集するために必要な書類は何ですか？
- Q19 地域の企業の参加
地域の企業もPFI事業を受注していますか？
- Q20 サービスの質
民間事業者に任せることによって公共サービスの質は低下しませんか？
- Q21 モニタリング
モニタリングとは、どのようなものですか？

「 P F I とは何ですか？ 」

P F I とは、公共事業を実施するための手法の一つです。

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、J R や N T T のような民営化とは違います。正式名称を、Private - Finance - Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、頭文字をとって P F I と呼ばれています。

「 P F I はどこで考えられたのですか？ 」

P F I は、1990 年代前半に英国で生まれた手法です。官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するという P P P（Public - Private - Partnership:官民の連携）の概念から来るもので、P F I はその手法の一つです。わが国では、平成 11 年 7 月に P F I 法 が制定され、この法律に準拠した P F I 事業が実施できるようになりました。平成 12 年 3 月に P F I 事業の実施に関する 基本方針 が告示（平成 30 年最終改訂）されています。その後、内閣府から P F I に関する ガイドライン が順次公表されているほか、各施設の所管省庁から、当該施設の特徴を踏まえた P F I に関するガイドラインが定められている例もあります。

「 P F I の導入は何を目的としていますか？ 」

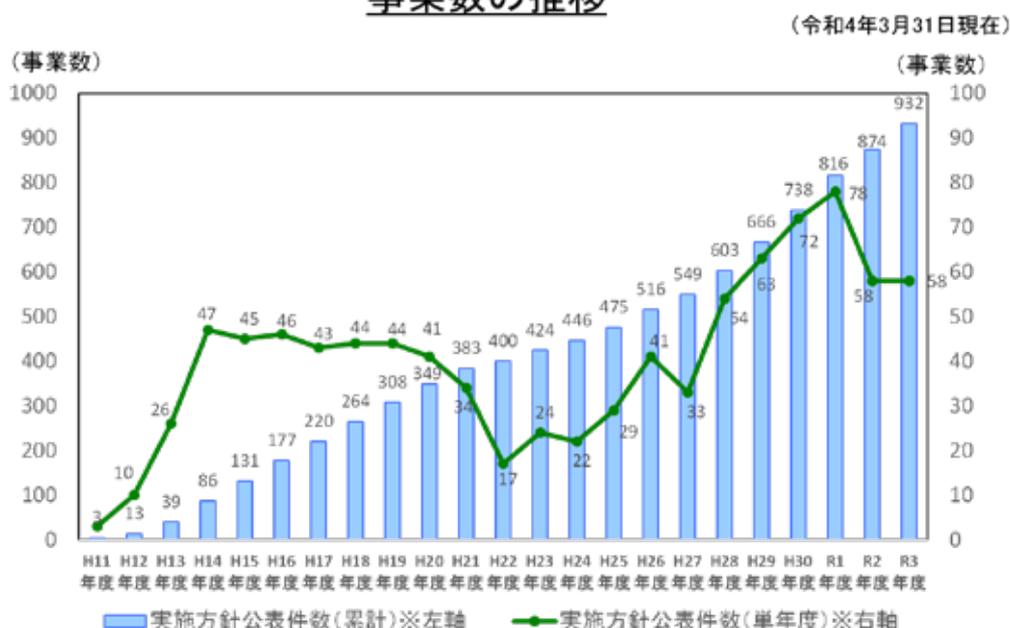
民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等を行うことにより、

- ・地方公共団体の観点からは、効率的かつ効果的な事業実施によって公共サービスの品質向上や財政負担の軽減が期待できること
 - ・民間事業者の観点からは、公共サービスという分野で新たな収益や長期的なビジネスの機会を得られること
 - ・地域住民や施設利用者の観点からは、民間事業者のノウハウを活用した低廉で良質な公共サービスを受けられるようになること
- など、複数の政策目的に対する効果が考えられます。

「PFI手法を用いた事業（PFI事業）は、今どのくらい実施されていますか？」

令和4年3月末現在で、PFI手法を用いた公共事業を行おうとしている事業（実施方針（Q14参照）を公表済みのもの）は、国等を含め全国で932件に達しており、既に建設を終え、運営を開始している事業や、事業期間を満了した事業もあります。

事業数の推移



(注1)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

キーワード

公共施設等	PFI法第2条で示す公共施設、公用施設、公益的施設等。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）のこと。
基本方針	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）のこと。
ガイドライン	PFI事業を実施する上での実務上の指針。「実施プロセス」、「リスク分担等」、「VFM」、「契約」、「モニタリング」及び「公共施設等運営権」などのガイドラインがあります。内閣府のホームページで見ることができます。

「P F I 導入によるメリットは何ですか？」

P F I の導入によって、次のような効果が期待されます。

P F I 事業の実施により、期待される効果

1. 社会環境の変化に応じて臨機応変にソリューションが提供されること

運営主体を民間事業者に委ねることで、社会環境の変化や技術革新による新たな行政課題に対して、様々な切り口によるソリューションを民間企業のスピード感で運営に組み込むことができ、サービス水準の維持や向上、財政効率化の達成が期待されます。

2. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること

P F I 事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用できます。また、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を性能発注の考え方に基づいて一括して委託することで事業コストの削減が期待できます。これらにより、コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待されます。

3. 民間事業者の創意工夫による収入の増加

性能発注等を行うことにより民間事業者の創意工夫の余地が大きくなり、収入の増加が期待できます。例えば、民間事業者がサービスの質の向上や新たなサービスの提供等により利用者を増やしたりすること等によって、収入が増加する可能性があります。

4. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

性能発注等を行うことにより民間事業者の創意工夫の余地が大きくなり、地域の活性化が期待できます。また、新たな事業機会や雇用の創出、余剰地の活用等による賑わいの創出などが期待されます。

5. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

従来、地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者が行うようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待されます。

「なぜ、P F I 事業では「低廉で良好な公共サービス」が提供できるのですか？」

P F I 事業では、設計・建設・維持管理・運営といった業務を一括で発注（包括発注）し、また“性能を満たしていれば細かな手法は問わない”発注方式（性能発注）が採用されています。従来型の仕様発注の場合、広く事業者が参加できるよう仕様内容を一般化することで、民間事業者ごとに持つノウハウを生かせない仕様となっており、効率化が図れない環境となっている場合があります。性能発注とすることで、各民間事業者は、自社の保有するノウハウを生かした提案を行うことができ、効率化が図られます。

また、P F I 事業では民間資金を活用することから、効率的なリスク管理、良好な競争環境の構築などを期待することができます。これらにより、民間のノウハウを幅

広く活かすことができることから、低廉で良好な公共サービスの提供を実現することができます。

キーワード

包括発注	従来手法では「業務ごとの単年度での委託」を原則とするのに対して、PFI事業では「複数の業務を包含した複数年度での委託」とするのが一般的です。多くの事業において、設計・建設とその後の維持管理・運営を包括して複数年度（10年～30年程度）で発注しています。
性能発注	業務の具体的な仕様・条件を細かく規定して発注する従来の発注ではなく、アウトプット（性能）に着目して民間事業者が果たすべき義務を規定して発注するものです。業務の具体的な仕様・条件を細かく規定しないことで、民間事業者の裁量が大きくなります。事前に定められた性能を満たすことを前提に、民間事業者が提案した方法が採用されるため、従来型手法に比べて民間事業者の創意工夫の余地が大きい発注方法といえます。
リスク管理	事業を進めていく上では、事故、需要の変動、物価や金利の変動等の経済状況の変化、計画の変更、天災等さまざまな予測できない事態により損失等が発生する可能性（リスク）があります。PFIでは、これらのリスクをできる限り明確化したうえで、リスクを最もよく管理できる者がそのリスクを負担することでコストの削減やサービスの向上を達成します。

「PFI事業を実施すると、地方公共団体の歳入や、事業収支が改善するのですか？」

PFI事業では、性能発注等を行うことにより、民間事業者の提案機会を増やすことにつながり、発注者が民間事業者の提案内容を広く許容することで収益機会が増加し、民間事業者の創意工夫の余地が大きくなります。その結果、利用料金を徴収する施設の利用者を増やしたり、収益を伴う付帯事業を実施したりといった方法によって、事業収支が改善する効果が期待されます。

地方公共団体に帰属する収入は歳入増加の効果となるほか、事業による収入が民間事業者の収入となる場合は、民間事業者の創意工夫をより引き出すためのインセンティブとなります。

「PFI事業を実施すると、民間に新たな事業機会が生まれるのですか？」

PFI事業では、これまで行政が行ってきた業務へ民間が幅広く参加することになるため、民間にとっては新たな事業機会が創出されることになります。

「PFI事業では、公共事業への行政の関わり方はどう変わるのですか？」

施設の建設や維持管理など、現場での業務をゆだねることにより、行政は、自ら専ら担う必要性の高い分野へと選択的に人的資源を集中することができることとなり、公共部門全体における効率性の向上が期待されます。

「PFI導入のデメリットはありませんか？」

PFI事業では、民間事業者に対して幅広い業務を長期間にわたって任せることになるので、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握して、管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性があります。特にニーズがめまぐるしく変わる業務の導入には留意が必要です。

例えば、ITなどの技術革新が速い分野では、求められる業務の内容や実現方法が事業開始以降に大きく様変わりしていく可能性があります。また、性能を満たすための手法を民間事業者にゆだねていることから、先進的な政策分野や新規性の高い技術分野に関する事業などにおいては、発注者である地方公共団体と民間事業者の間で、事業の目的や実現方法を選択するうえでの考え方などについて、十分に認識を合わせおく必要があります。

加えて、業務を任せる企業を選ぶ際には、価格だけでなく企業の持つノウハウや事業計画の内容についても評価しなければならないため、これまでと比べて事前の手続きに要する業務が増え、時間も必要となります。

なお、PFI導入における手続きの簡易化について、内閣府ではガイドライン、マニュアル等を作成しています。

(URL : <https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/kanika/kanika.html>)

低廉で良好な公共サービスの提供

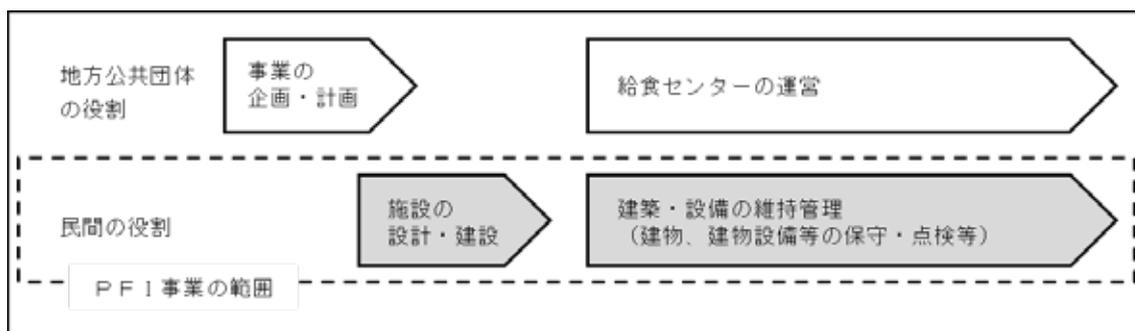
V F M評価により効果を測ります。V F Mとは、従来の公共事業とP F Iを比較した場合の総事業費の削減率を指します。施設の種別や事業の条件によって異なりますが、事業の定性的効果を計る指標として使用されています。詳しくは、Q 1 7をご参照ください。

P F I事業での地方公共団体の関わり方

P F I事業においては、民間へ適切に業務を任せることにより、行政は不向きな作業から解放され、行政として本来求められる業務に集中・特化して取り組むことができるようになります。

例えば「八雲村学校給食センター施設整備事業」(現：島根県松江市)では、施設の設計・建設業務及び建築物や設備の維持管理業務については、民間が豊富なノウハウを持つため、P F I事業の範囲として民間にゆだねています。

一方、村は、事業の初期段階における企画立案や基本計画の策定に加え、給食を通じた食育や地産地消といった村の重要方針を維持継続するため、給食センターの運営は直営で行っています。



Q3

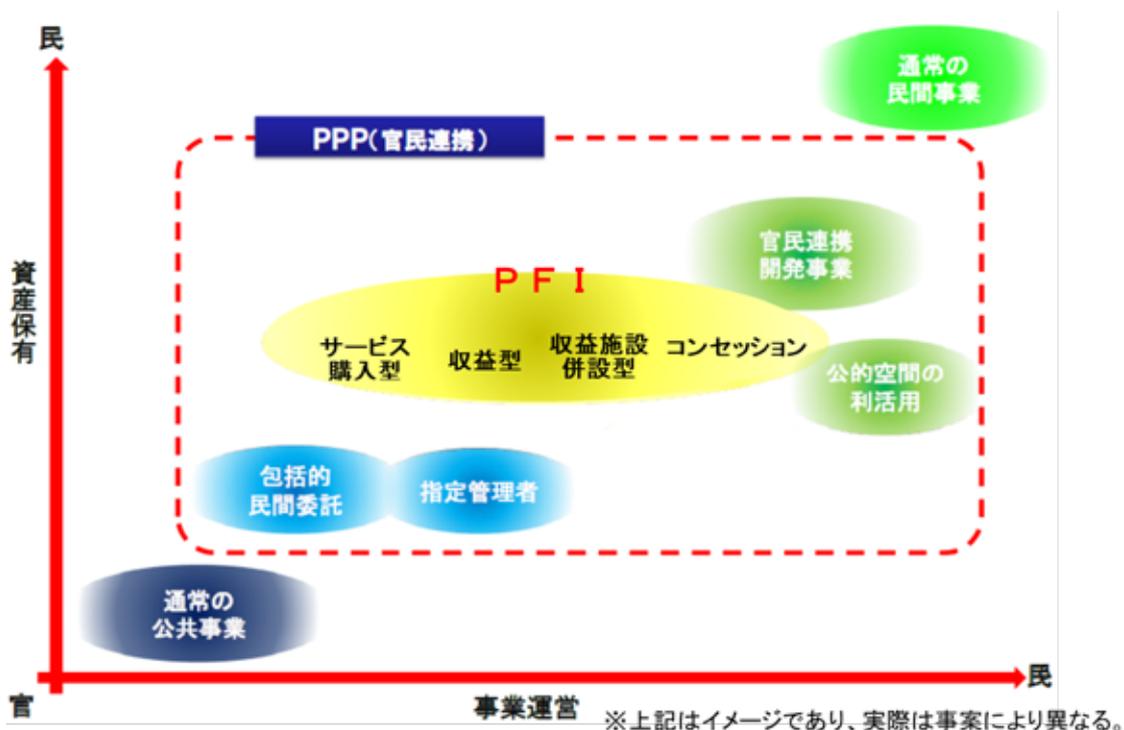
民間の活力を活用した事業方式

P F I と他の民間活力の活用手法とは何が違いますか？

「P F I 以外の民間活力の活用手法は、どのようなものがありますか？」

公共事業を行う際に、民間がもつノウハウを活用することによって、低廉で良好な公共サービスを効率的に提供する手法はP F I だけではありません。

民間のノウハウを活用するためには、民間に任せられるものは民間に任せて効率を高めることが必要です。様々な民間のノウハウを活用した公共事業の実施手法に関して、事業全体のうち民間に任せる部分が占める割合・程度の大小を勘案して整理してみました。特徴や適用例についても示しました。



指定管理者制度

地方自治法において規定される「公の施設」の運営において、より質の高い公共サービスを効率的に提供することを目的に、民間のノウハウを導入する制度です。PFIの対象は公の施設に限りませんが、PFI事業の対象施設の運営において指定管理者制度を導入する際、その運営を行う民間事業者は、指定管理者としての指定を受けることが必要となります。なお、PFI事業の対象施設の運営を指定管理者にゆだねる場合には、指定の期間等について、PFI事業の円滑な実施に配慮することが必要です。(実務編Q1 - 28、用語集参照)

包括的民間委託

従来の民間事業者への業務委託が、業務ごとの単年度の発注であったところ、より効果的・効率的な業務の実施のために「性能発注」や「包括発注」の考え方に基づいた業務委託を行う方式です。下水道、道路、河川、公園、空港、港湾等の公共施設については、各々の公物管理法によって施設管理者が定められており、これらの施設管理に関する業務のうち、現場の定型的な業務等については、従来から業務委託として実施されていますが、この包括的民間委託は特に下水道の分野において導入が進んでいます。

DBO方式

設計・建設とその後の維持管理・運営の各業務を一括して民間事業者に性能発注する、PFIと類似した事業方式です。資金調達は起債などによって地方公共団体がを行い、施設整備費については従来の工事と同様に、竣工までに民間事業者へ支払うことが一般的です。このため、契約は設計・建設業務と維持管理・運營業務で別契約となり、民間事業者と「設計及び工事請負契約」と「維持管理・運營業務委託契約」や「指定管理者基本協定」を締結することになります。PFIと比べて、長期の債務負担行為の設定や金利負担が発生しない点などが異なります。

PFI法に基づく特定事業には該当しない事業方式ですが、PFIの手続きに準じて実施されることが多い事業方式です。

公募設置管理制度 (Park - PFI)

都市公園法に基づいて、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。事業者は、設置した施設から得られた収益を公園整備に還元することを条件に、収益施設の設置管理許可期間や建ぺい率等についての特例措置を受けることができます。

なお、「PFI」と名称に含まれていますが、PFI法に基づく事業ではありません。

「従来の公共事業とP F Iの違いは何ですか？」

施設をつくり維持管理・運営を行う場合に、従来の公共事業では設計、建設、維持管理、運営という各業務を分割し、年度ごとに発注していました。一方、P F Iでは設計、建設、維持管理、運営の全ての業務を長期の契約として一括してゆだねることが可能です。さらに、P F Iでは従来のように細かな仕様を定めるのではなく、性能発注といって“性能を満たしていれば細かな手法は問わない”発注方式により業務をゆだねます。この違いによって民間のノウハウが発揮され、P F Iのメリットが発生します。

「P F Iを導入すると、地方公共団体の仕事はどのように変わるのでしょうか？」

従来の公共事業では、地方公共団体が自ら事業に携わってきましたが、P F IではS P Cが業務を遂行します。地方公共団体はS P Cの監視役となってS P Cの仕事をチェックし、事業の内容を最後まで確認していくこととなります。

「これまでと同様の庁内体制で対応可能なのでしょうか？」

P F Iでは技術、財務、法務といった様々な要素が含まれています。外部の専門家の支援を受けるのが一般的ですが、庁内においても事業を担当する部署だけでなく、契約、財政、技術といった担当部署と連携をとり、支援が得られるようになれば、よりスムーズに実施できます。

「P F Iと従来の公共事業とでは資金調達の面でどう違うのですか？」

従来の公共事業では、施設の設計、建設の際に必要な費用は公的資金で対応していました。いっぽうP F I事業では、設計、建設に必要な資金の一部をS P Cが金融機関等から“プロジェクト・ファイナンス”という借入方法で調達するのが一般的です。これにより、地方公共団体は建設時期に一度に資金を支出する必要がなくなり、提供されるサービスの対価としてS P Cに資金を支払います。S P Cは地方公共団体からの支払いを受け、その収入をもって金融機関に借入金を返済します。このことを、P F I手法導入の効果の一つである財政負担の平準化効果といいます。

「S P Cが破綻したらどうなるのですか？」

P F Iでは従来の公共事業と違い、S P Cが業務を遂行しますが、経営力のないS P Cは破綻する可能性があります。その場合に備えて、地方公共団体と金融機関はあらかじめ“直接協定”という協定を結び、S P Cが破綻しないように監視し、破綻した場合でも最後までP F I事業が遂行されるように協議する仕組みを作ります。

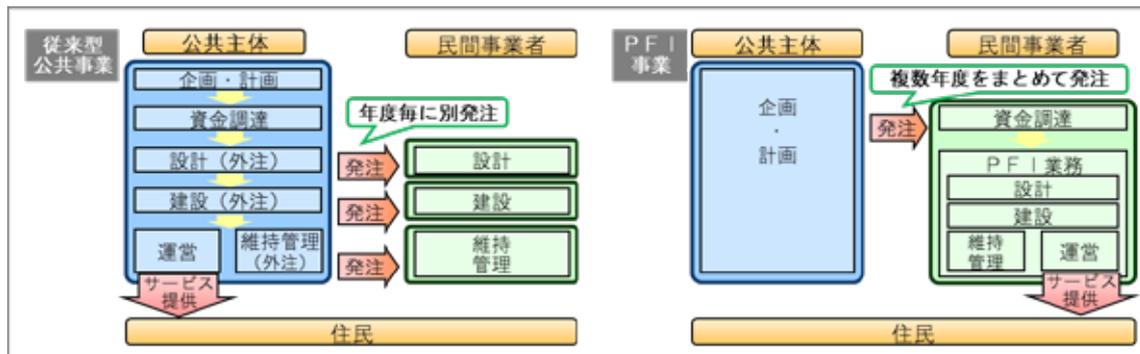
キーワード

S P C	Special Purpose Company (特別目的会社) の略で、特定の事業を遂行することのみを目的として設立する会社を指します。
資金調達	資金調達とは資金を仕入れることです。従来型の公共事業では、起債や補助金、独自財源という方法で公共が資金を調達しました。P F Iでは、S P Cが金融機関から借り入れて建設等に必要な資金の一部を調達します。
プロジェクト・ファイナンス	企業の信用力に頼らず、事業が生み出す収益力を担保に融資を受ける資金調達手法です。
直接協定	ダイレクトアグリーメント：D Aとも言います。 民間事業者に融資する金融機関と地方公共団体が締結する協定です。P F I事業が円滑に進まなくなった場合に、金融機関が事業に介入する権利等について定めます。

従来型公共事業とPFI事業の違い

従来型の公共事業では、事業の実施に必要な資金は補助金、起債、独自財源から地方公共団体が調達します。また、個別の業務を年度毎に個別発注することが原則となります。一方PFI事業では、各業務を一括して、長期の契約によって発注します。

また、事業の収益力を担保に融資を受けるプロジェクト・ファイナンスという方法で、民間事業者であるSPCが建設資金等の一部を金融機関から借り入れて事業を行うことが一般的です。地方公共団体は、建設資金、維持管理費用に相当する金額を、SPCが提供するサービスの対価として、事業期間にわたって分割してSPCへ払います。

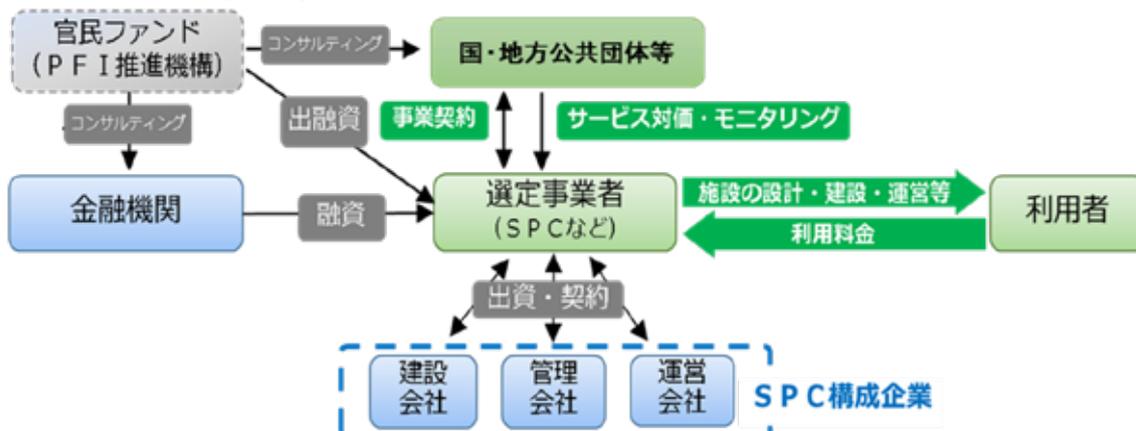


PFI事業のスキーム

PFI事業では、民間事業者が出資して設立するSPCが、発注者である地方公共団体等と契約し、事業を実施します。事業の実施に必要な資金(建設期間中の設計・建築費など)は、SPCが金融機関から資金調達し、SPCに出資したSPC構成企業への業務委託等によって各業務を実施します。

地方公共団体はSPCが適正に業務を実施しているか、業績を監視(モニタリング)し、契約条件が満たされていればサービス対価を支払います。このサービス対価は、SPC構成企業への委託費用のほか、金融機関への返済原資となります。また、地方公共団体から支払われるサービス対価のほかに、利用者から収受する利用料金をSPCの収入としている事業もあります。主にサービス対価によって事業を実施する事業を「サービス購入型」、サービス対価と利用料金によって実施する事業を「混合型」、地方公共団体がサービス対価を支払わず、利用料金のみで実施する事業を「独立採算型」といいます。詳しくは、Q15をご参照ください。

また、地方公共団体と金融機関はPFI事業が円滑に遂行されるよう直接協定(ダイレクトアグリーメント)を締結します。また、PFI推進機構などによる支援を活用することもできます。



「どのような種類の P F I 事業が多いですか？」

全国で 932 件の P F I 事業(令和 4 年 3 月末現在)が行われています。そのうち、地方公共団体が事業主体のものは 780 件、国等が事業主体のものは 152 件です。地方公共団体が事業主体の P F I 事業では、社会教育施設・文化施設等の「教育と文化」に係る事業及び道路・公園・下水道施設・港湾施設等の「まちづくり」に係る事業が多くなっています。

分野別実施方針公表件数

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

分 野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(社会教育施設、文化施設 等)	4	268(22)	48(6)	320(28)
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設 等)	24(1)	207(12)	2	233(13)
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等)	0	134(6)	3	137(6)
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎 等)	49	21	5	75
産業(観光施設、農業振興施設 等)	0	31(4)	0	31(4)
安心(警察施設、消防施設、行刑施設 等)	8	18	0	26
生活と福祉(福祉施設 等)	0	25	0	25
その他(複合施設 等)	7	76(7)	2	85(7)
合 計	92(1)	780(51)	60(6)	932(58)

(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している PFI 法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 括弧内は令和3年度の実施件数(内数)

「P F I 事業では国庫補助金はどうなりますか？」

基本方針では、『財政上の支援については、本来公共施設等の管理者等が受けることのできる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること』とされています。

「従来の公共事業と同じように補助金は交付されますか？」

従来の公共事業と同様に P F I 事業においても補助金は交付されますが、個別の補助金制度を所管する各省庁において P F I 事業に対して補助金が交付されることを確認する必要があります。

「施設の建設費以外の費用に補助金は交付されますか？」

アドバイザー費用（発注者側アドバイザーへの業務委託費用）について、各種の補助金・交付金制度の活用が可能です。

また内閣府では、直接の事業実施以外の、調査費補助などの支援も実施しています。

各省庁補助金・交付金制度におけるPPP/PFI導入検討要件化およびアドバイザー費用の適用の状況			
補助対象施設	所管省庁	PPP/PFI導入検討要件化	アドバイザー費用の適用
一般廃棄物処理施設	環境省		
浄化槽			
水道施設等	厚生労働省		
公立義務教育諸学校等	文部科学省		×
国立大学			
農業集落排水施設等	農林水産省		
漁港施設等			
中央卸売市場、地方卸売市場			×
工業用水道施設	経済産業省	検討中	
水力発電施設		×	
下水道施設等	国土交通省		
都市公園			
公営住宅			
市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等			
警察本部、警察署等	警察庁		

：適用 ：一部適用 ×：適用無（令和3年12月末時点）

「P F I 事業では、地方交付税はどうなるのでしょうか？」

P F I 事業に対する地方交付税措置は、平成12年3月29日付自治省財政局長通知で示されており、基本的には従来の公共事業と同様に扱われています。

「P F Iはどのような手順で実施されますか？」

P F I事業は、P F I事業として実施する可能性がある事業の発案、P F I導入可能性調査の実施、P F I事業を実施する事業者の選定、P F I事業の実施、の順序で実施されます。

① P F I事業として実施する可能性がある事業の発案

優先的検討規程や、民間事業者からの発案などにより、検討対象の事業を整理します。

② P F I導入可能性調査の実施

P F I事業として実施することが可能であるか検討します。簡易な検討によって導入適否を判断するほか、詳細な検討によって事業手法等を検討します。

③ P F I事業を実施する事業者の選定

総合評価方式一般競争入札や、公募プロポーザル等の方法によって事業者を選定します。

④ P F I事業の実施

選定された民間事業者と契約を締結し、事業を実施します。地方公共団体は引き続き事業者のモニタリングを行います。

「P F I事業として実施するきっかけはどのようなものでしょうか？」

首長や幹部の判断で発案されるケース、あらかじめ地方公共団体が作成したP F I導入に関する優先的検討規程に従ってP F I導入可能性調査の対象となるケース、事業担当課が事業化に関する検討を行う過程において、担当者や財政当局が発案するケース、民間事業者から発案されて対象となるケース、が考えられます。

「発案された段階で準備することはありますか？」

P F I事業として実施する事業が発案されると、その事業をP F I事業として導入する可能性を調査・検討することとなります。まずは、庁内で調査・検討を進める体制を整えることから始めます。続いて、対象となる事業でP F I手法により実施された先行事例に関する情報を収集することが考えられます。インターネットによっても有効な情報を入手することが可能ですし、P F Iに関連する書籍は多数発刊されています。(Q9参照)

「PFI事業を導入すると施設共用までどのくらいの時間がかかりますか？」

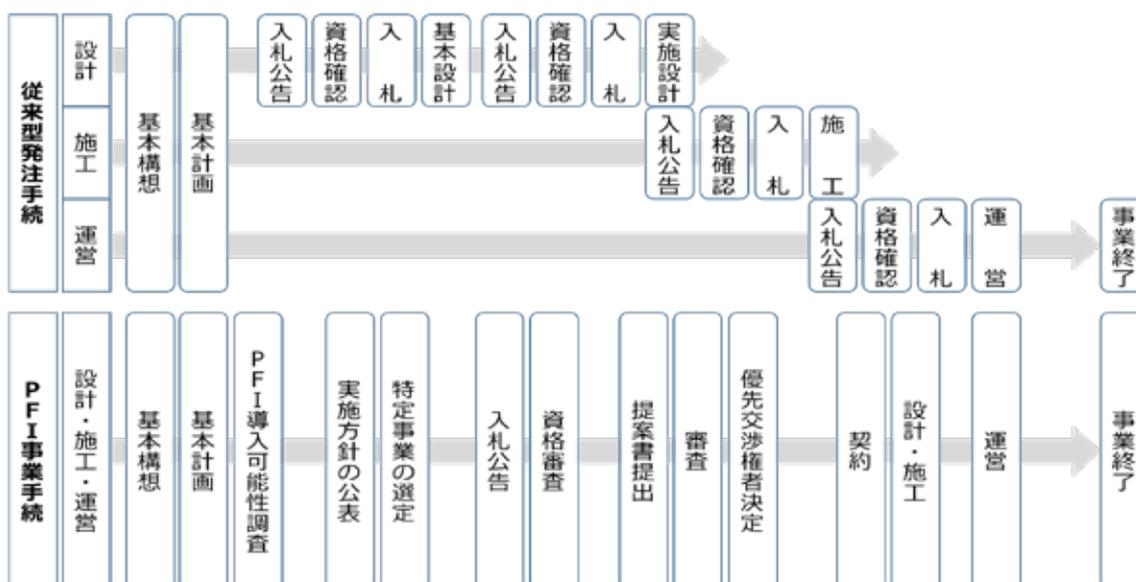
PFI事業導入可否の検討を開始してからPFI事業者を選定、事業契約を経て事業開始するまでに要する期間は、事業内容によって異なりますが、従来型手法と比較して極端に長期化するものではありません。

従来事業と比較して、PFI導入可能性調査や特定事業の選定における議決、民間事業者からの提案期間の確保といった手続等により事業者選定までの期間が長期化することが多いものの、設計・施工・維持管理及び運営の一括発注による手続の簡略化や民間事業者のノウハウに基づく設計・施工期間の短縮が図られ、施設共用までのスケジュールに大きな影響は生じません。以下に、従来事業とPFI事業のプロセス比較の参考を示します。

なお、内閣府ではPFIの手続の簡易化についてマニュアルを示しています。

(URL : <https://www8.cao.go.jp/pfi/houreikanika/kanika.html>)

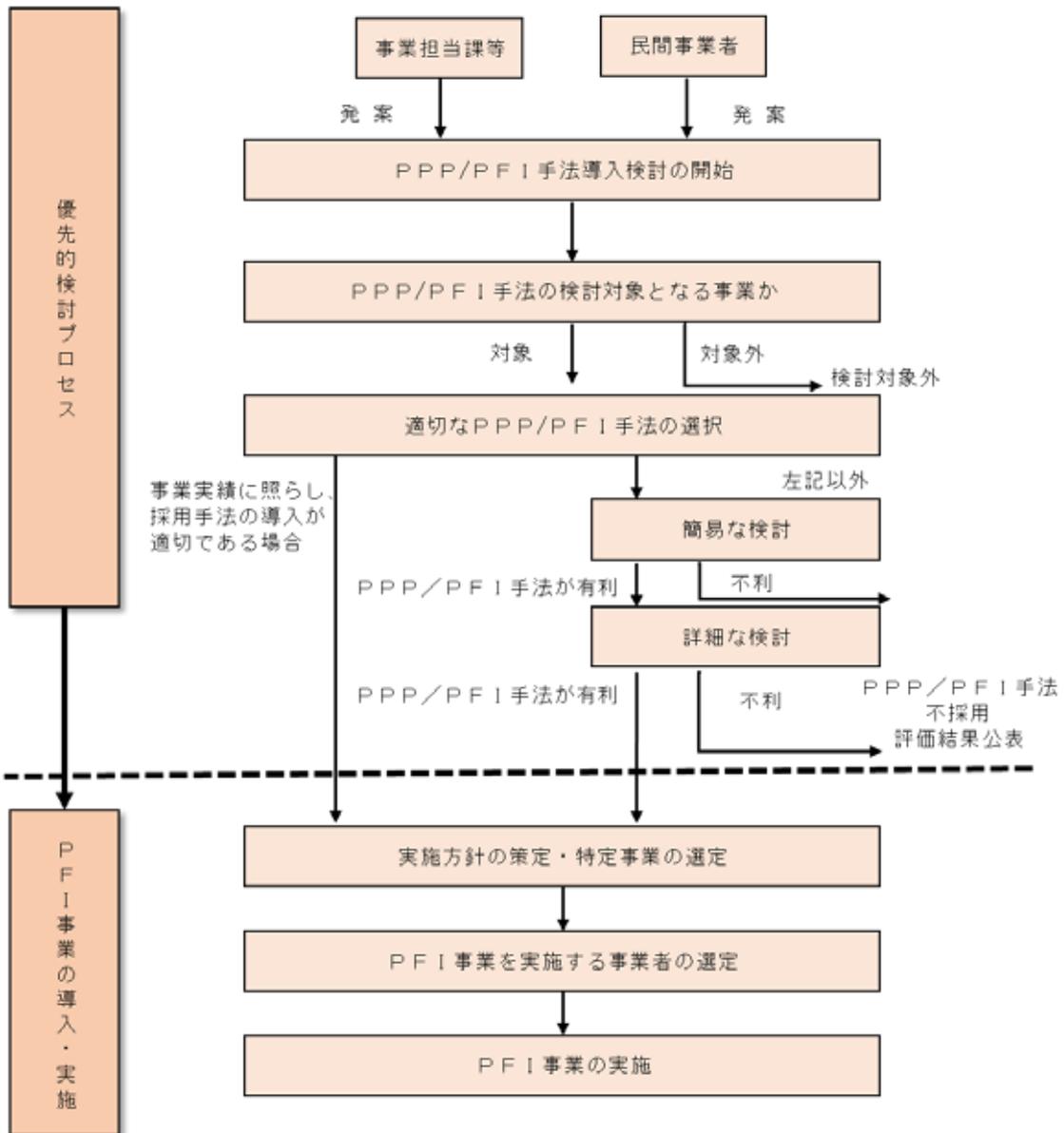
従来事業とPFI事業のプロセス比較



キーワード

PFI導入に関する優先的検討規程	都道府県・市町村が独自で定めるPFI導入に関する指針です。PFIの導入に関する手続き、対象となる事業等が示されています。
導入可能性調査	PFI事業として実施することが可能かどうか検討する調査。事業方式、事業範囲、事業期間等を設定し、VFMシミュレーション(Q13参照)、民間事業者へのヒアリング等を行います。
民間事業者からの提案	PFI法第6条の規定に基づいて、民間事業者は地方公共団体に対してPFI事業の実施を提案することができます。提案を受けた地方公共団体は提案内容を検討し、その結果を遅滞なく提案者に通知する必要(応答義務)があります。

PPP/PFI導入可能性調査実施の経緯（優先的検討規程を活用した場合）



ＰＦＩ導入可能性調査実施の経緯

事業名	経緯
とがやま温泉施設整備事業	町長から従来の公共事業の再検討の指示 内閣府のＰＦＩパンフレットを入手 ＰＦＩを検討
(仮称)大分市鶴崎総合市民行政センター整備事業	庁内で民活講演会を開催し、幅広くＰＦＩを検討 施設の整備が強く望まれる施設を選定
横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業	下水道局長からの発案 同局の事業のうち、ＰＦＩを導入可能な事業の抽出・選定
鯖江駅周辺駐車場整備事業	市長の発意 ＰＦＩを導入可能な事業の抽出・選定
(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業	既に施設整備の計画が進行 財政課からＰＦＩに関する検討が提起される
ＰＦＩによる県営住宅鈴川団地整備移転建替等事業	住宅団地建て替えの計画が進行 事業担当課がＰＦＩを発案、他手法も含めて検討
むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業	道の駅再整備等の計画が進行 ＰＦＩ法第６条に基づく民間提案を受け付け、ＰＦＩとして事業化

実施方針～契約締結の期間

事業名	実施方針～事業者決定までの期間
愛知県営平針住宅ＰＦＩ方式整備事業	約６か月
鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所鞆町庁舎整備等事業	約７か月
大沢野地域公共施設複合化事業	約８か月
金池小学校施設整備事業	約８か月
盛岡南公園野球場(仮称)整備事業	約９か月
熊本県有明・八代工業用水道運営事業	約９か月
新日明工場整備運営事業	約１０か月
山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業	約１０か月
糸島市運動公園整備・管理運営事業	約１２か月
(仮称)厚木市学校給食センター整備運営事業	約１２か月
新庄寺(長浜)県営住宅建替事業	約１２か月
愛知県営鷲塚住宅ＰＦＩ方式整備等事業	約１３か月
厚木市ふれあいプラザ再整備事業	約１３か月
新青少年教育施設整備運営事業	約１５か月
愛知県営野並住宅ＰＦＩ方式整備等事業	約１８か月
小平市立学校給食センター更新事業	約２０か月

「庁内体制はどのように整えますか？」

PFI事業においては、PFI法に基づく手続き等の実施に当たって、専門的なノウハウが必要となる場合があります。また、PPP/PFI手法の導入を検討する際には、事業所管部局がそれぞれの方法で検討することも考えられますが、より効率的に検討するためにも、PPP/PFI推進のための庁内体制を構築しておくことが有効であると考えられます。

例えば、PPP/PFI手法検討の機能を持つ部署を設置することで、以下のようなメリットがあると考えられます。

公共施設整備事業等に関して、部署横断的な検討が行いやすくなる。
 一部署にノウハウ等を蓄積することができ、過去の経験等を踏まえたより深い検討（所管部署への情報提供等）を行うことが可能となる。
 実施予定事業の捕捉、検討状況の把握が行いやすくなる。
 公共施設等総合管理計画等の公共施設マネジメントに係る様々な計画との整合を図った上でのPPP/PFI検討が行いやすくなる。
 庁内職員に対して、PPP/PFI手法検討の意識づけが行いやすくなる。

「庁内ではどのような部署の職員を何名程度配置するのですか？」

先行事例では、上記のようなPPP/PFI手法を推進する部署を設置している事例のほか、対象事業に係る原課の職員が主たる担当となるような事例では、税・財務等に係る職員と合わせて2～3名程度で構成される事務局が設けられているようです。

「庁内ではどのような部署と調整するのですか？」

施設の技術的な内容については建築担当部署と、債務負担行為設定の際には財政担当部署と、契約締結については契約担当部署等との調整が考えられます。その他、開発許可、事業認可等の手続きについて調整が必要な場合もあります。

また、これらの検討支援については専門的な知識を有するアドバイザーに検討を委託するケースが多いようです。

キーワード

債務負担行為	<p>（地方自治法第214条）</p> <p>将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為をいいます。債務負担行為は予算の内容として議会の議決によって設定されるものであり、設定後に事情が変わり、その期間または限度額を変更する必要がある場合には、予算の補正（当該年度）または債務負担行為の設定し直し（翌年度以降）を行います。</p>
アドバイザー	<p>PFIを実施するに当たり枠組みの構築から公表資料作成支援、審査関連支援に至るまで地方公共団体の業務支援を行う外部専門家をいいます。</p>

「優先的検討規程とは何ですか？」

公共施設等の整備等に関する事業の基本構想、基本計画等の策定等に際して、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討するための手続及び基準等を定めた規程です。

「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定)において、人口10万人以上の地方公共団体については、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められています。

「優先的検討規程にはどのような項目を記載しますか？」

「指針」に基づいて、以下の項目を含む規程を策定することが求められています。

「明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと」「客観的な基準により PPP/PFI 手法導入の適否を評価すること」「評価の結果、PPP/PFI 手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること」

優先的検討規程の策定に際しては「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」が、実際の検討の流れについては「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」が参考となります。

キーワード

優先的検討指針	<p>事業規模が一定以上で、民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する規則(優先的検討規程)を定めることを人口10万人以上の地方公共団体に対して促しています。</p> <p>優先的検討指針は、この優先的検討規程を定める場合の考え方を規定したものです。</p>
優先的検討規程	<p>公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するため、PPP/PFI 手法の導入を検討すべき事業の範囲や検討の手続き等を各地方公共団体等が定める規定です。</p>

関連情報を公開している省庁・業界団体等

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP / PFI 推進室）

- ・ P F I 法・基本方針・ガイドライン
 - ・ 民間資金等活用事業推進委員会
 - ・ ワンストップ窓口、各種支援措置 等
- <https://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>

P F I 推進委員会

- ・ PPP / P F I の推進に向けた施策の策定、見直しに関する検討
 - ・ 事業情報（全国の P F I 事業の公表資料） 等
- <http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai.html>

国土交通省 PPP / P F I（官民連携）

- ・ 官民連携とは
 - ・ 国土交通省相談窓口、支援制度
 - ・ 手引き・事例集 等
- <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>

文部科学省 文教施設における PPP / P F I の推進

- ・ 文教施設における多様な PPP / P F I 事業の推進
 - ・ 文教施設におけるコンセッション事業の導入 等
- <https://www.mext.go.jp/>
(トップ>教育>学校等の施設整備>文教施設における PPP / PFI の推進)

一般財団法人 地域総合整備財団（ふるさと財団）

- ・ 公民連携アドバイザー派遣事業
 - ・ 公民連携セミナーの開催 等
- <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>
(トップ>公民連携への支援)

自治体 P F I 推進センター

- ・ P F I ガイド、用語集、事例紹介
 - ・ セミナー等のご案内
 - ・ P F I 事業検索、P F I 情報リンク 等
- <https://pficenter.furusato-ppp.jp/>

特定非営利活動法人 日本 P F I ・ PPP 協会

- ・ P F I ・ PPP 事業情報
 - ・ P F I / PPP 関連ニュース
 - ・ セミナーの開催 等
- <https://www.pfikyokai.or.jp/>

- P F I インフォメーション
- ・ P F I 公募・公開情報（全国の P F I 事業の公表資料）
 - ・ P F I の取り組み（ニュースのトピック）
 - ・ 事業者情報・コンサルタント情報（受注情報）
 - ・ セミナー情報 等
- <http://www.pfinet.jp/>

P F I 事業の各手続きにおける参考文書等

全般

- ・ 地方公共団体における P F I 事業導入の手引き【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/tebiki_index.html
- ・ 地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続簡易化マニュアル【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/sankou/sankou_index.html

ステップ1 事業の発案

- ・ 自治体 P F I ハンドブック【ふるさと財団】
- ・ P P P / P F I 手法導入優先的検討規程策定の手引【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual_index.html
- ・ P P P / P F I 手法導入優先的検討規程運用の手引【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual_index.html
- ・ P P P / P F I 事業民間提案推進マニュアル【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual_index.html
- ・ P P P / P F I 導入可能性調査簡易化マニュアル～公共施設の空調整備・更新等事業を例として～
https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual_index.html
- ・ P P P / P F I 地域プラットフォーム運用マニュアル
https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual_index.html
- ・ 「専門家派遣によるハンズオン支援」から得られた官民連携事業の具体化のポイント【国土交通省】
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000053.html

ステップ2 実施方針の策定及び公表

- ・ P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン【内閣府】
<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html>
- ・ P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン【内閣府】
<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html>

- ・地方公共団体におけるPFI事業実施状況調査報告書【総務省】
https://www.soumu.go.jp/main_content/000140204.pdf
- ・PFI事業の課題に関する検討報告書～質問・回答の典型例について～【総務省】
https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/kiso/pdf/2-5.pdf
- ・公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲について
【PFI関係省庁連絡会議】
https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/kiso/shiensochi/shiensochi.html
- ・「PFI事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」について【国土交通省】
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/policy/pfi/koubutsukanri.pdf>
- ・PPP/PFIに関する支援【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html
- ・売買とされるPFI事業について（法人税の取扱い）【国税庁】
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/26/03.htm>
- ・売買とされるPFI事業について（消費税の取扱い）【国税庁】
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/02/36.htm>
- ・民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組みについて【金融庁】
<https://www.fsa.go.jp/singi/kan-min/20150629.html>
- ・ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）【ふるさと財団】
<https://www.furusato-zaidan.or.jp/yushi/>
- ・日本政策投資銀行融資【日本政策投資銀行】
<https://www.dbj.jp/service/finance/profai/>
- ・PFI方式による建設工事を請け負う建設業者の資金調達の円滑化について
【国土交通省】
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/01/010707_.html

ステップ3 特定事業の評価・選定、公表

- ・VFMに関するガイドライン【内閣府PFI推進委員会】
<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html>
- ・VFM簡易算定モデル【国土交通省】
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000053.html

ステップ4 民間事業者の募集、評価・選定、公表

- ・PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方【内閣府】
<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/kihon/basicapproaches.html>
- ・PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド
【内閣府・総務省・国土交通省】
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000

053.html

- ・地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き【国土交通省】
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000053.html
- ・地域プラットフォームの取組から得られた「円滑な官民対話」のポイント【国土交通省】
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000053.html
- ・地方公共団体におけるPFI事業の現状と課題～事業者選定方法と協定締結手続きについて～【自治体PFI推進センター専門家委員会】

ステップ5 事業契約等の締結等

- ・契約に関するガイドライン【内閣府】
<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html>
- ・PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方【内閣府】
<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/kihon/basicapproaches.html>
- ・PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）【内閣府】
<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/keiyaku1/keiyaku1.html>
- ・PFI事業の課題に関する検討報告書～直接協定の典型例について～【総務省】
<https://pficenter.furusato-ppp.jp/>
（自治体PPP/PFI推進センター「PFI情報」>総務省通知等）
- ・地方公共団体におけるPFI事業の現状と課題～事業者選定方法と協定締結手続きについて～【自治体PFI推進センター専門家委員会】

ステップ6 事業の実施・監視等

- ・モニタリングに関するガイドライン【内閣府】
<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html>

ステップ7 事業の終了

- ・PFI事業における事後評価等マニュアル
https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual_index.html

個別の事業手法・施設種別に対応した参考文書等

公共施設等運営権方式

- ・公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン【内閣府】
<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html>

学校施設

- ・公立学校施設整備 P F I 事業のための手引書【文部科学省】
- ・複合化公立学校施設 P F I 事業のための手引書【文部科学省】
- ・公立学校耐震化 P F I マニュアル【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/pfi.htm

文教施設

- ・文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650.htm

水道施設

- ・水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）【厚生労働省】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087512_00004.html

下水道施設

- ・下水道事業における P P P / P F I 手法選択のためのガイドライン(案)【国土交通省】
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000781.html
- ・下水道事業における 公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン【国土交通省】
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000732.html

工業用水道施設

工業用水道事業における P P P / P F I 導入の手引書

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougouyousui/

農業集落排水施設

- ・農業集落排水事業における P F I 実施の手引き【農林水産省】
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sousei/sougouseibi/pfi.html>

Q11

PPP / PFI 推進アクションプラン

PPP / PFI 推進アクションプランとは何ですか？

「PPP / PFI 推進アクションプランとは何ですか？」

民間資金等活用事業推進会議（PFI 推進会議）において策定された、PPP / PFI の推進に向けた国の制度や支援に関するアクションプランです。

平成 28 年の策定以降、新たな PPP / PFI の推進方策や事業環境の変化等に応じて、改定がなされています。

「PPP / PFI 推進アクションプランにはどのようなことが記載されていますか？」

PFI 事業を推進するため、財政環境や社会の変化を踏まえた PPP / PFI 推進に当たっての考え方や、推進のための国の施策、集中的に取り組むべき方針や重点分野、PPP / PFI の実施による事業総額の目標などが記載されています。

PPP / PFI 推進アクションプランにおける施策等（令和 4 年改定版）概要

PPP / PFI の推進施策

（１）多様な PPP / PFI の展開

- 「新たな PPP / PFI 活用モデル」形成（分野・手法等）に取り組む
 - ・ 公園・公民館等の身近な施設
 - ・ 新しい政策課題への対応（グリーン、デジタル）
 - ・ 地域交通、人工衛星等
 - ・ インフラの維持管理分野への拡大
 - ・ 公的不動産活用（国有財産、学校等）
 - ・ 広域化、集約化・多機能化

（２）地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援

- 優先的検討規程の実効性向上、策定促進（人口 10～20 万人の全自治体での策定）
- 主張等の機運醸成（トップセールスの実施）
- 先導的な優良事例等の表彰制度創設
- マニュアル（導入の手引き、契約書ひな型等）の整理・周知
- PFI 推進機構による地域金融機関等の人材育成の全国展開
- 専門家派遣、伴奏支援の強化
- 新たな活用モデルの形成や小規模自治体への支援の積極的実施
- 地域プラットフォームの全都道府県への展開、機能強化
- 民間提案制度の実効性向上（提案者へのインセンティブ付与等）

自治体の受付窓口の設置促進、事業リストの公開・一覧化（３）取組基盤の充実

- 多様な効果の見える化、動画の活用、情報・発信の充実
- 制度・運用改善や規制改革提案の受付、検討体制の強化

- 官民リスク分担の新手法の導入（プロフィット・ロスシェアリング条項等）
- （４）PFI推進機構の活用
 - 先導的事例の形成、案件発掘等、コンサルティングの積極的实施
 - 地域金融機関等へのノウハウ移転
 - 今後のあり方について検討、所要の法案の早期提出

Q12

PPP / PFI 地域プラットフォーム

PPP / PFI 地域プラットフォームとは何ですか？

「PPP / PFI 地域プラットフォームとは何ですか？」

「地域プラットフォーム」とは、地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP / PFI 事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な PPP / PFI 案件形成を目指した取り組みです。

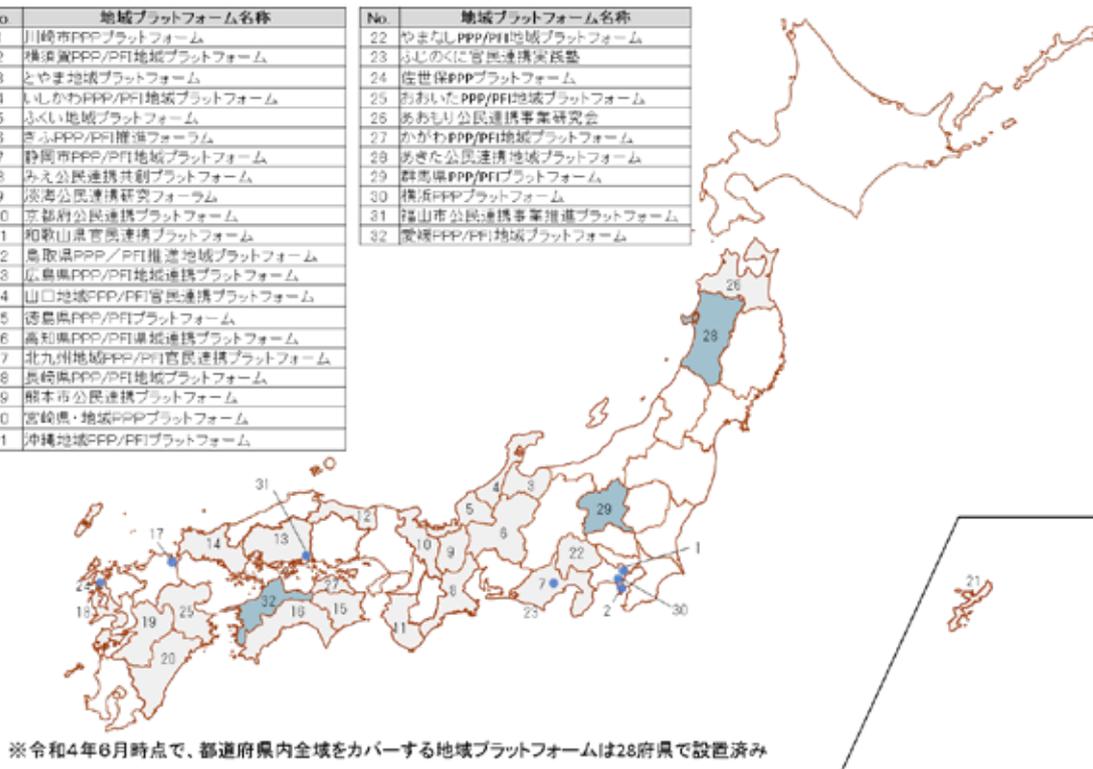
「PPP / PFI 地域プラットフォーム協定制度とは何ですか？」

内閣府と国土交通省が実施している、PPP / PFI 地域プラットフォームの取組に対する支援制度です。専門家による講師派遣や、プラットフォームを通じて検討している個別の PPP / PFI 事業に関する事業化支援等を行っています。令和4年6月時点の PPP / PFI 地域プラットフォームの分布を示します。

(参考)PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

No.	地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム
2	横浜PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とよま地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム
6	さふPPP/PFI推進フォーラム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム
9	浜海公民連携研究フォーラム
10	京都府公民連携プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市民民連携プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム

No.	地域プラットフォーム名称
22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム
23	ふじのくに官民連携推進協議会
24	佐世保PPPプラットフォーム
25	おおいだ PPP/PFI地域プラットフォーム
26	あおもり公民連携事業研究会
27	かかわPPP/PFI地域プラットフォーム
28	あきた公民連携地域プラットフォーム
29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム
30	横浜PPPプラットフォーム
31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム
32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム



「どのように形成、運用したらよいですか？」

「PPP / PFI 地域プラットフォーム運用マニュアル」が公表されているほか、上記の地域プラットフォーム形成に関する支援等を受けることができます。

Q13

民間資金等活用事業推進機構

民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）とは何ですか？

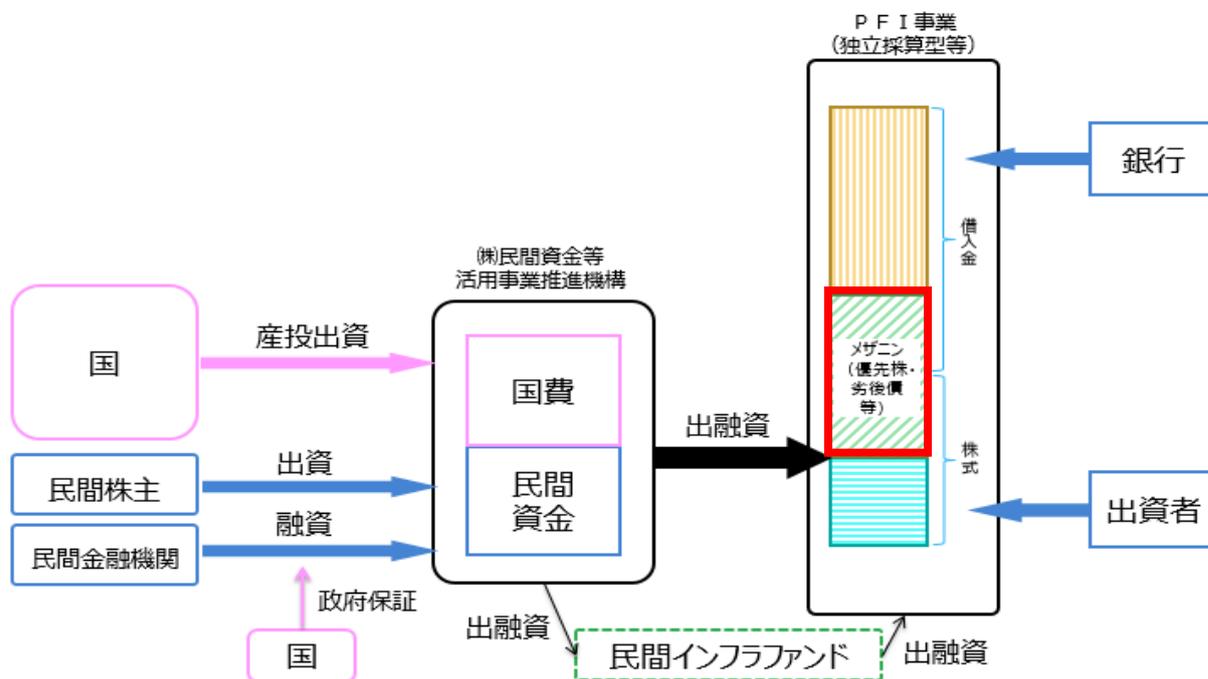
「民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）とは何ですか？」

PFI推進機構は、PFI法に基づき、政府と民間の出資により平成25年10月に設立された、PFI事業の推進組織です。

これまで、我が国のPFI事業（ただし、事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金で回収するものに限る。）を対象に、令和4年3月末時点で累計約1,000億円の出融資（優先株・劣後債の取得等）を行っています。

加えて、数多くのPFI事業に携わった経験をもとに、PPP/PFI事業を進めようとする主体（地方自治体、事業者、金融機関等）に対する情報提供、助言等を積極的に行っています。

令和4年6月に決定された「PPP/PFI推進アクションプラン」においても、今後のPPP/PFI推進にあたって、PFI推進機構の機能を活用・強化することとされています。

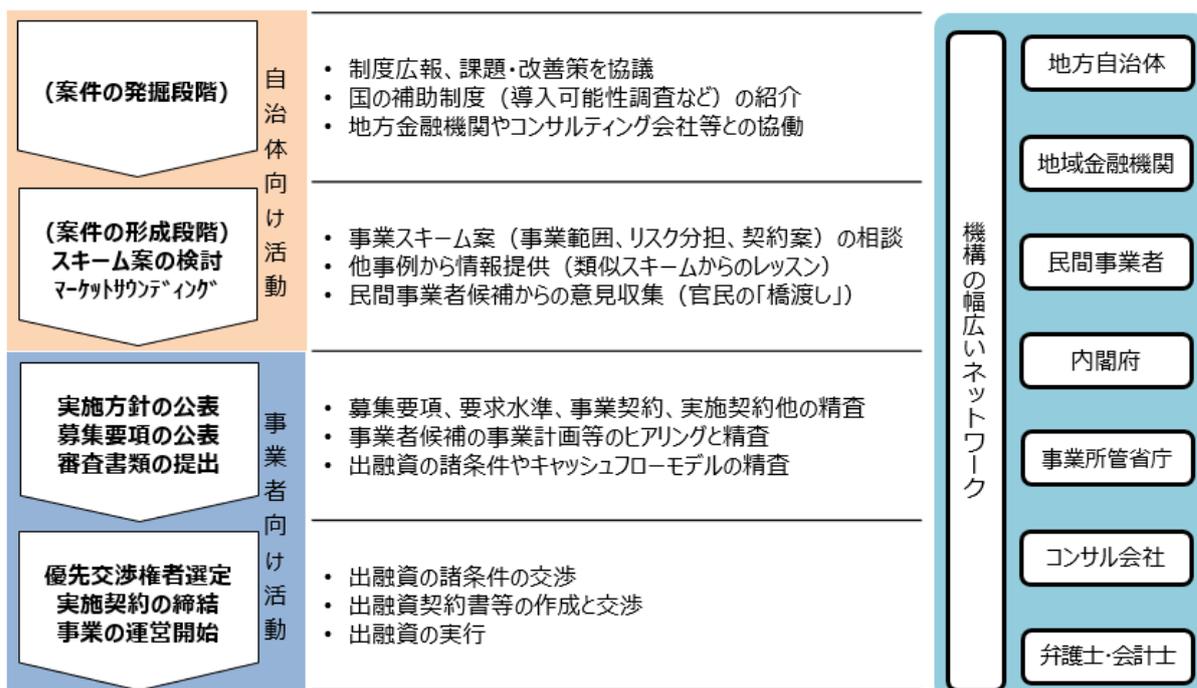


「事業者等は、PFI推進機構からどのような支援を受けることができますか？」

事業者への出融資による支援を実施しているほか、PFI事業に関する担い手人材の育成やノウハウの移転等を目的として、専門家の派遣や助言等を行っています。

具体的には、案件形成に向けた情報提供等サポート、講演・セミナー等の開催、ガイドブックの出版等を行っています。

< PFI 推進機構の幅広い活動内容 >



「平成 25 年 10 月の会社設立以降、支援してきた案件はどれくらいですか？」

前述の活動に取り組んできた結果、令和 4 年 3 月末時点において、計 52 件の PFI 事業に対して出融資の支援決定を行っています。

なお、支援決定案件の分野別内訳表は以下のとおりです。

分野	件数	案件
空港	10	北海道内 4 空港（新千歳、稚内、釧路、函館）、旭川空港、帯広空港、女満別空港、仙台空港、関空空港・伊丹空港、高松空港、広島空港、福岡空港、熊本空港
道路	1	愛知県有料道路
上工下水道	3	秋山川浄水センター（栃木）、須崎市下水道、熊本県工業用水
エネルギー	2	箱島湧水発電（群馬）、鳥取県営水力発電
大学施設	5	国際教養大学（秋田）、筑波大学、沖縄科学技術大学院大学 大阪大学グローバルビレッジ（津雲台、箕面船場）
スポーツ施設	9	帯広市体育館、新青森総合運動公園、栃木総合スポーツゾーン、袋井市総合体育館、新富士見プール（滋賀）、鳥取市民体育館、福岡市総合体育館、宮崎県プール、名古屋市瑞穂公園陸上競技場
市民・文化施設	8	横浜文化体育館、野々市中央地区整備事業、川西市複合施設、東大阪市新市民会館、鳥取県立美術館、海の中道水族館、福岡市美術館、福岡市科学館
庁舎	4	横浜地方合同庁舎、八木駅南市有地活用事業、大阪第 6 合同庁舎、京都市上下水道局庁舎
公園・観光	4	むつざわ道の駅、函南道の駅、お茶と宇治のまち歴史公園、佐世保市中央公園
廃棄物処理	2	君津廃棄物処理、名古屋市北名古屋工場
その他	4	女川排水処理施設、岡崎こども発達センター、防衛省民間船舶、丸の内インフラファンド

株式会社民間資金等活用事業推進機構 HP

<http://www.pfipej.co.jp/index.html>

「先行事例では、PFIの検討を行う際にアドバイザーの支援を受けていますか？」

PFI事業の検討には金融、法務、技術等の専門知識が必要であり、先行事例の多くは、外部のアドバイザーの支援を受けて検討を進めています。

「地方公共団体とアドバイザーの役割分担はどのようになりますか？」

PFI導入可能性調査では、主に諸条件の整理（既存法制度等）、事業の枠組みの検討、VFMの算定、民間事業者の市場調査等を行うこととなります。地方公共団体とアドバイザーの業務分担の一例を次に示します。

業務分担の一例（導入可能性調査時）

	地方公共団体	アドバイザー
諸条件の整理	事業概要、立地条件等の確認	事業概要、立地条件等の整理
事業の枠組み(スキーム)の検討	基本的方針の提示等 事業範囲、事業期間等の確認	他事例の整理 事業範囲、事業期間等の検討
VFMの算定	既存施設の単価情報等の提供 VFM算定結果の確認	諸条件整理・確認 VFM算定
民間事業者の意向調査	ヒアリング結果の確認	民間事業者へヒアリング
導入可能性に関する最終的判断	導入可能性の最終判断	地方公共団体への提言

また、事業者の選定の段階に入ると、地方公共団体は、アドバイザーから法務・財務・技術全般のアドバイスや支援を受けながら、募集に必要な資料（Q14参照）づくり等を行っています。

「アドバイザーへの委託はどのような手続きで行われるのですか？」

従来の設計業務委託等と同様、前年度にPFI導入可能性調査委託費や募集手続きの支援業務費等の名目で予算化し業務を委託しています。アドバイザーの選定は入札やプロポーザル方式（企画提案方式）によって行われています。

先行事例のアドバイザー

事業名	企業名
新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業（仮称）	株式会社大建設計
福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業	みずほ総合研究所株式会社
糸島市運動公園整備・管理運営事業	国際航業株式会社
中央公園整備及び管理運営事業	パシフィックコンサルタンツ株式会社
盛岡南公園野球場（仮称）整備事業	株式会社日本総合研究所
鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業	株式会社日本総合研究所 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社
小平市立学校給食センター更新事業	株式会社建設技術研究所
愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業	株式会社地域経済研究所
新青少年教育施設整備運営事業	株式会社長大
愛南町第二期町営浄化槽整備推進事業	株式会社NJS
（仮称）草津市立プール整備・運営事業	パシフィックコンサルタンツ株式会社
金池小学校施設整備事業	株式会社建設技術研究所
宮崎市立小学校空調設備整備等PFI事業	独立行政法人国際観光振興機構
みなとみらい公共駐車場運営事業	独立行政法人国際観光振興機構
（仮称）盛岡学校給食センター整備運営事業	パシフィックコンサルタンツ株式会社
山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業	株式会社建設技術研究所
（仮称）陵南アパート整備等事業	株式会社佐藤総合計画
日ノ川団地整備事業	NPO法人全国地域PFI協会
（仮称）川西市中学校給食センター整備・運営PFI事業	株式会社長大
熊本県有明・八代工業用水道運営事業	株式会社日本総合研究所
志布志市地域優良賃貸住宅整備事業（仮称）	株式会社福山コンサルタント
栃木市新斎場整備運営事業	パシフィックコンサルタンツ株式会社
厚木市ふれあいプラザ再整備事業	パシフィックコンサルタンツ株式会社
新庄寺（長浜）県営住宅建替事業	株式会社地域経済研究所
倉敷市中央斎場施設整備事業	パシフィックコンサルタンツ株式会社
（仮称）八千代市学校給食センター東八千代調理場整備・運営事業	株式会社エイト日本技術開発
湖西市環境センター基幹の設備改良工事及び長期包括運営委託事業	一般財団法人日本環境衛生センター
いわき市下水汚泥等利活用事業	株式会社NJS
吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業	株式会社日建設計総合研究所
第4期境地区定住促進住宅整備事業	特定非営利活動法人 全国地域PFI協会
（仮称）坂出市学校給食センター整備運営事業	株式会社長大
（仮称）黒田原地区定住促進住宅整備事業	特定非営利法人 全国地域PFI協会
愛知県営平針住宅PFI方式整備事業	株式会社地域経済研究所
県営住宅佐鳴湖団地建替整備事業	ランドブレイン株式会社
（仮称）田名部まちなか団地整備事業	ランドブレイン株式会社
鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所鞆町庁舎整備等事業	一般財団法人日本不動産研究所
大沢野地域公共施設複合化事業	株式会社三菱総合研究所
大島町公共浄化槽等整備推進事業	株式会社東洋設計

注）表中の企業名は委託当時のものです。

【事業方式】

「P F I の事業方式にはどのようなものがありますか？」

B T O方式、B O T方式、B O O方式、R O方式及び公共施設等運営権（コンセッション）方式等のいくつかの事業方式があります。例えば、B T O方式の場合、Build（建てて）- Transfer（所有権を移転して）- Operate（管理・運営する）の頭文字をとってこのように呼ばれています。

「これらの方式の主な違いはどこにあるのですか？」

B T O方式、B O T方式、B O O方式はそれぞれ、供用開始後（工事完成後）の施設の所有者が違います。B T O方式では地方公共団体が、B O T方式及びB O O方式では民間事業者が施設の所有者となります。

「R O方式とはどのような方式ですか？」

R O方式とは、既存施設の改修を行う方式です。その他の3つの方式は新設施設を対象とした方式です。先行事例にある多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業（東京都）は、既存施設を対象としたP F I事業で、その事業方式はR O方式です。

「公共施設等運営権（コンセッション）方式とはどのような方式ですか？」

利用料金を収受する施設について、地方公共団体が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理・運営等を行う方式です。設定された運営権は財産権として取り扱われ、運営権を取得した民間事業者は、運営権に対して抵当権を設定する等の方法によって資金調達を行うことも可能です。

利用料金を収受する施設等で、民間事業者による効率的な維持管理・運営が期待される事業において採用が進んでおり、空港、水道、下水道等の施設で導入が進んでいるほか、近年では小規模な収益施設においても活用が進んでいます。

「PFIの事業方式は、どうやって決めるのですか？」

PFI導入可能性調査の中で検討されています。法令や制度上の制約や事業の特性などから総合的に判断し、決定されています。

キーワード

BTO方式	[Build - Transfer - Operate] 民間事業者が施設等を建設し、施設等完成直後に地方公共団体に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。
BOT方式	[Build - Operate - Transfer] 民間事業者が施設等を建設し、維持・管理運営し、事業終了後に地方公共団体に施設所有権を移転する事業方式。
BOO方式	[Build - Own - Operate] 民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式。
RO方式	[Rehabilitate - Operate] 民間事業者が、施設を改修した後、維持管理・運営を事業終了時点まで行う方式。
公共施設等運営権（コンセッション）方式	利用料金の収受を伴う施設について、施設所有権を公共が保有したまま、対象となる公共施設を運営する権利を一定期間民間事業者に付与し、民間事業者が主体的に施設の維持管理・運営を行う方式。

【事業類型】

「PFIの事業類型にはどのようなものがありますか？」

地方公共団体が民間事業者へお金を支払う形態をサービス購入型といいます。一方、地方公共団体が民間事業者へお金を支払わず、利用者が料金を支払う形態を独立採算型といいます。これらは事業方式ではなく、事業類型という言葉で示されることが多く見られます。なお、サービス購入型と独立採算型を合わせた形態（以下「混合型」といいます。）もあります。なお、サービス購入型の事業であっても、民間事業者の創意工夫を活かしたサービス向上のため、本来の業務以外の付帯事業を実施することを認めている事業もあります。カフェや物販等の小規模店舗の導入や、施設利用者への有償によるサービス提供等の事例があります。

「独立採算型のPFI事業の実施事例はありますか？」

地方公共団体が発注するPFIにおいて、40件程度が独立採算型のPFI事業として実施されています。またこのうちの約半数が、利用料金の収受を伴う施設を対象とした公共施設等運営権方式による事業です。

キーワード

サービス購入型	民間事業者が公共施設等を整備・運営し、地方公共団体はそのサービスに対して民間事業者に対価を支払う形態。
独立採算型	民間事業者が地方公共団体から事業許可を受け、利用者からの料金収入により公共施設等を整備・運営する形態。
混合型	サービス購入型によるサービス対価収入と、利用者からの料金収入の双方によって公共施設等を整備・運営する形態。

【事業方式】

B→T→O方式

Build (建てて)	Transfer (移転して)	Operate (管理・運営する)
----------------	--------------------	----------------------

R→O方式

Rehabilitate (改修して)	Operate (管理・運営する)
------------------------	----------------------

B→O→T方式

Build (建てて)	Operate (管理・運営して)	Transfer (移転する)
----------------	----------------------	--------------------

公共施設等運営権方式

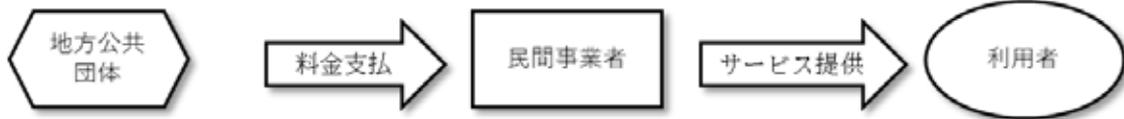
Operate (民間事業者が運営権を取得し、 管理・運営する)
--

B→O→O方式

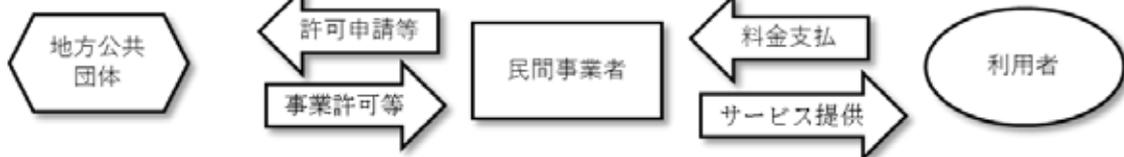
Build (建てて)	Own (所有して)	Operate (管理・運営する)
----------------	---------------	----------------------

【事業類型】

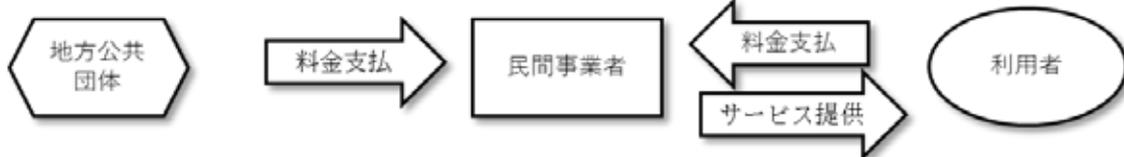
サービス購入型



独立採算型



混合型



事業方式と事業種類の現状（地方公共団体が事業主体のPFI事業）

事業方式	事業類型	件数
BTO	サービス購入型	499
BTO	独立採算型	8
BTO	混合型	73
BOT	サービス購入型	35
BOT	独立採算型	11
BOT	混合型	15
BOO	サービス購入型	7
BOO	独立採算型	5
BOO	混合型	6
RO	サービス購入型	22
RO	独立採算型	3
RO	混合型	12
公共施設等運営権	独立採算型	35
公共施設等運営権	混合型	11
その他（複数方式の組み合わせ等）	サービス購入型	129
その他（複数方式の組み合わせ等）	独立採算型	8
その他（複数方式の組み合わせ等）	混合型	39
その他（複数方式の組み合わせ等）	その他	2

PPP/PFI手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、施設の所有者

PPP/PFI手法	官民間の契約形態	業務範囲				施設の所有者		
		設計 (Design)	建設 (Build)	維持管理 (Maintenance)	運営 (Operate)			
公共施設の設計、 修、維持管理、 運営等 を行う方式	BTO	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共	
	BOT	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間	
	BOO	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間	
	BT	事業契約	民間	民間			公共	
	RO	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共	
	DBO	設計・建設は請負契約、維持管理・運営は事業契約	民間	民間	民間	民間	民間	公共
公共施設の維持管理・ 運営等 を行う方式	公共施設等運営権（コンセッション）	事業契約			民間 (1)	民間	民間	公共
	O	事業契約			民間	民間	民間	公共
	指定管理者制度	指定（行政処分）			民間	民間	民間	公共
	包括的民間委託	委託契約			民間	民間	民間	公共

1 PFI法上の「維持管理」には、いわゆる新設又は施設等を全面的に除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含まれます。）も含まれているため、既存施設（利用料金を徴収する施設に限る。）の改築については、公共施設等運営権方式も対象となります。

【事業範囲】

「PFI事業では、どのような業務を民間にゆだねるのですか？」

従来は地方公共団体が行っていた設計・建設・維持管理・運營業務をゆだねます。業務内容は事業によって様々です。

「例えば、運營業務の一部をゆだねることはできますか？」

できます。地方公共団体の判断によります。基本的にはまとめて業務をゆだねた方がメリットを期待できますが、地方公共団体の施策や利用度のニーズに変動が予想され、柔軟性が求められたり、技術革新により長期委託が適当でない場合は、その業務は委託範囲を含めずに地方公共団体が直営で行い、その他を民間にゆだねる等の調整ができます。

「民間にゆだねることができない業務はありますか？」

法律で地方公共団体職員が行うこととされている職務等は、民間にゆだねることができません。各省庁のPFI事業範囲の考え方については内閣府のホームページ(https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/kiso/pdf/160601gyoumuhani.pdf)からダウンロードできます。

「PFI事業の業務範囲はどうやって決めるのですか？」

PFI導入可能性調査の中で検討されます。従来の公共事業で民間に委託している業務や、類似施設の先行事例でPFIの事業範囲としている業務などを参考にしてみてください。“コストダウンできるか”“民間がやった方が効率的か”という視点で民間にゆだねるかどうかが判断してみたいかがでしょうか。

【事業期間】

「PFI事業の事業期間はどのよう決めるのでしょうか？」

PFI導入可能性調査の中で検討されます。PFI事業の業務範囲やPFI事業とした場合の毎年の支払額（サービス対価）等から総合的に判断します。

「毎年の支払額と事業期間はどのような関係があるのでしょうか？」

PFI事業では、支払額の平準化が可能となるため、事業期間が長いほど毎年の支払額は小さくなります。ただし、支払額を平準化して分割払とした場合には、金利分の財政負担が発生します。

「PFI事業の事業期間はどのくらいなのでしょう？」

先行事例における事業期間は約10～30年程度です。

この期間は、民間事業者の投資回収や整備する施設・設備の耐用年数の視点を勘案し、設定するのが一般的です。

「事業期間を設定する際、他に考慮することはありますか？」

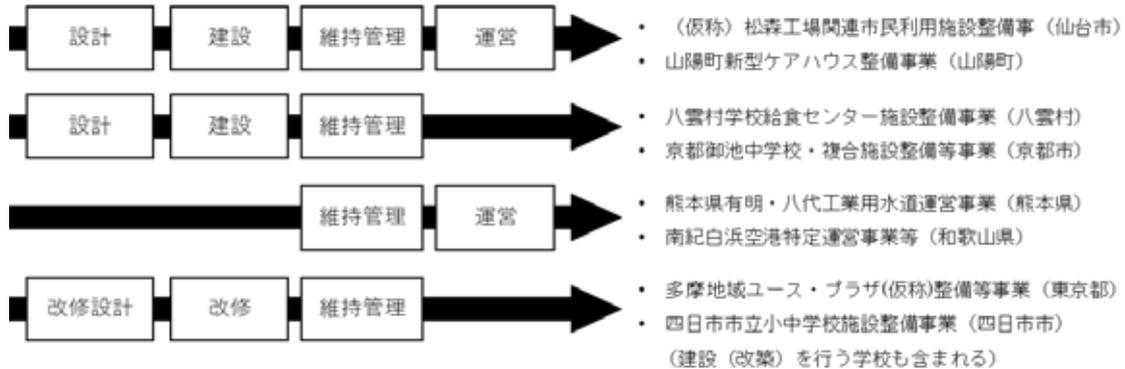
P F I 事業は事業を開始する時に想定される全ての取り決めに契約にし、民間事業者もその取り決めに前提に参画するため、事業期間中にゆだねる業務内容を変えることは容易ではありません。事業期間が長期になる場合、事業期間中に業務内容が大幅に変更する可能性がないか検討しましょう。

キーワード

各省庁の P F I 事業範囲の考え方	「公共施設等の整備において民間事業者の行い得る業務範囲について」(平成 16 年 6 月 内閣府民間資金等活用事業推進室)
導入可能性調査	P F I 事業として実施することが可能かどうか検討する調査。事業方式、事業範囲、事業期間等を設定し、V F M シミュレーション (Q 13 参照)、民間事業者へのヒアリング等を行います。

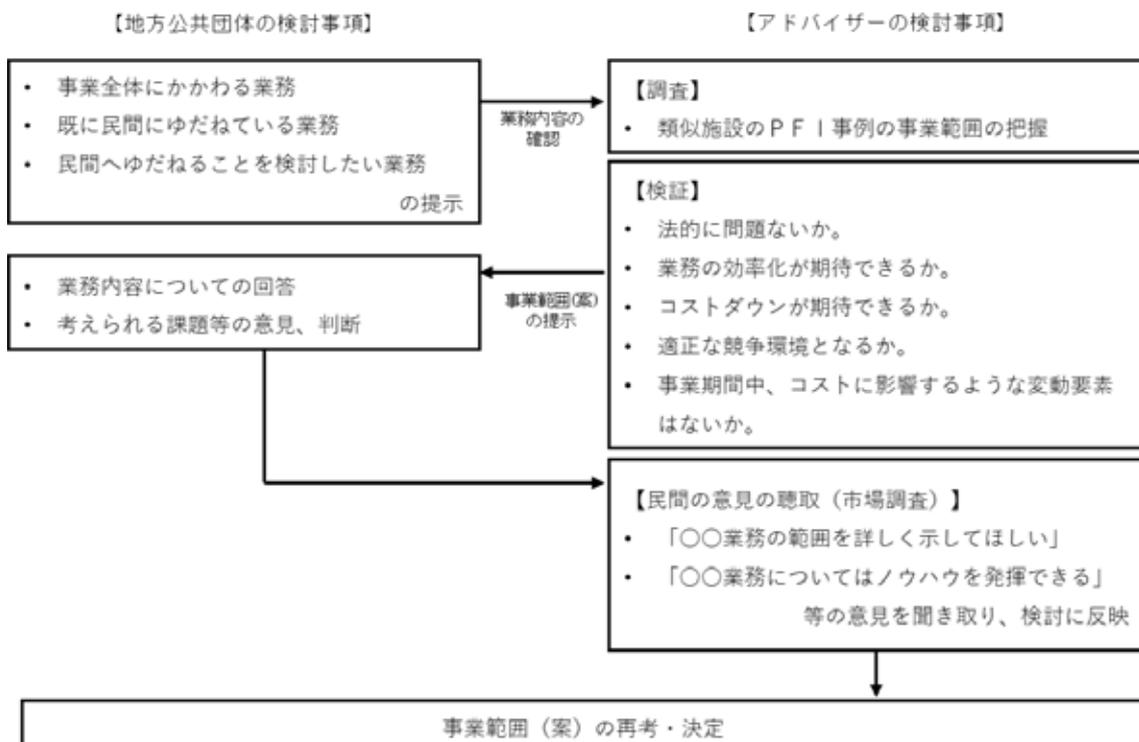
P F I 事業の事業範囲例

事業範囲は地方公共団体のニーズにより決定され、先行事例においても様々なものが見受けられます。



P F I 導入可能性検討調査段階での P F I 事業範囲の検討プロセス例

地方公共団体のニーズや判断をもとに、アドバイザーの検討を踏まえて事業範囲を検討している事例が多くみられます。また、市場調査等によって民間事業者の意見を聴取することで、より適正な事業範囲を設定することができます。



事業期間を検討するポイント

【資金調達】

事業期間が長いほど、民間事業者に金利や、借り換え費用の負担が発生するため、民間事業者の参画意向に影響するかどうか検討する必要があります。

【大規模修繕】

事業期間が長期にわたる場合、大規模修繕業務をPFI事業範囲とするか検討する必要があります。

【設備等の耐用年数】

事業期間中に設備等の更新が必要となるかどうかを考慮します。

【陳腐化・新技術への対応】

技術進歩の早い機器が、事業期間中に陳腐化するかどうか考慮します。
また、ITなど新たな技術の開発が見込まれる分野について、柔軟に変更・活用することが可能か考慮します。

「V F Mとはどのようなものですか？」

V F MはP F I事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことです。従来の方式と比べてP F Iの方が総事業費を将来にわたってどれだけ削減できるかを示す割合です。

「V F Mはいつ計算するのでしょうか？」

V F M算定は、特定事業選定時に計算する“シミュレーションのV F M”と落札者が決まってから計算する“実際のV F M”と2種類に分けることができます。“シミュレーションのV F M”とは、P F I事業として行うかどうかを判断するための予測の計算で、特定事業の選定結果の中で公表します。一方、“実際のV F M”は落札者の提案内容から算定し、落札者選定結果の中で公表します。

「シミュレーションのV F Mと実際のV F Mは同じくらいなのでしょうか？」

事例ごとに異なりますが、2つのV F Mが同程度となる事例もありますが、特定事業の選定時(シミュレーション段階)のV F Mよりも、実際のV F Mが大きく上回っている事例もあります。

「V F Mは何%以上出ればいいのかのでしょうか？」

何%以上出ればよいという決まりはなく、V F M算定による定量的な評価だけで判断せず、定性的なメリットを加味して、総合的にV F Mが出ると判断し、P F I事業とした例もあります。P F I導入可能性調査で、P F I手法で行うかどうかを判断する際には、定量的な評価だけでなく、P F Iとした場合のメリット・デメリットを総合的に考えてV F Mが出るかどうか判断することが望まれます。

「高いV F Mを達成するためにはどうすればいいのかのでしょうか？」

高いV F Mを達成する要素は様々ありますが、下記の先行事例の担当者意見にもあるように、民間のノウハウを活かしやすい環境条件を整え、応募者が多数となるよう予定価格や要求内容を設定することが、結果的にはコストダウンにつながるといえます。

～先行事例ヒアリングより～

先行して実施した区部ユース・プラザ(仮称)整備等事業では、入札に参加した民間事業者は1グループのみという結果となりました。(実際のV F M:約1.5%)

多数の民間事業者の参加を受け、事業者間の競争原理をより一層働かせることが、大変重要であると考えたため、多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業では、施設運営期間を10年とするなどなるべく多くの事業者が参加できるような工夫を行い、その結果、5グループの入札参加者を得て、落札者の提案では10%を超えるV F Mが示されました。

「VFMはどうやって算出するのでしょうか？」

次の計算式で計算します。ただし、現在価値化した値を使ってVFMを計算します。

$$VFM(\%) = \frac{\text{従来の公共事業のLCC} - \text{PFIのLCC}}{\text{従来の公共事業のLCC}} \times 100$$

「LCC（ライフサイクルコスト）とは何ですか？」

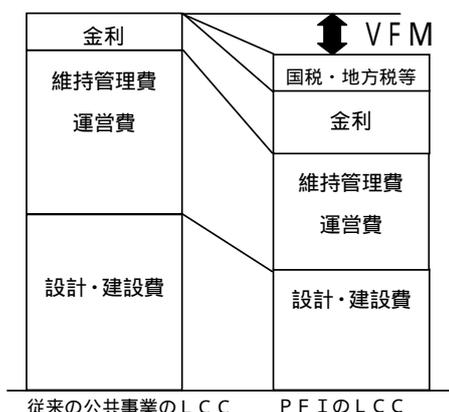
設定した事業期間について、当該PFI事業の収入、支出の総額をいいます。

「現在価値化とは、どういうことですか？」

VFMは、事業の将来性を見るための計算であるため、PFI事業の将来期間の収益・費用について、現時点での価値を算出する必要があります。具体的に、金利が5%の場合、今日の100円は1年後の105円と同じ価値であるという考えをもとに、将来の金額を現在の価値に置き換えます。その割合を“割引率”といいます。（詳細については2.実務編Q3-1を参照）

「割引率はどうやって決めるのですか？」

割引率の考え方は『VFMに関するガイドライン（平成30年10月改正）』でリスクフリーレートを使うことが示されていますが、その時々々のレートを採用する観点から、特定の数値は決めてまっています。一般には、対象となる事業の事業期間に近い償還期限の国債の利回りを、財務省のホームページ等で参照して、（市場調整に要する時間を反映する趣旨で）数年の過年度平均（数年前のレートから直近のレートまでを平均）することで、対象事業に適したリスクフリーレートを算出できますが、類似施設の事例、同じ事業期間の事例、同じ地方公共団体内における先行事例、最近の傾向等も参照しから、各地方公共団体は、アドバイザーと相談して決めていることが多いようです。割引率の数値は、国債の利回りの過去の平均や物価上昇率等を考慮して決めていきます。



キーワード

VFM	PFIで行った場合、従来の公共事業から比べて何%をコストダウンできたかを示す割合のことです。両者のLCCで比較します。
LCC(ライフサイクルコスト)	設計・建設費と事業期間中の維持管理費・運營業務等、事業に関わる全ての費用をいいます。
特定事業の選定	PFI法第7条に基づき行います。PFI事業として実施することが適当であると評価した旨を公表します。
現在価値化	将来のお金を現在の価値に置き換えた値です。
割引率(実務編Q3-1を参照)	将来支払うべき費用の総額を現在価値に割り引くために使用される率です。

「PFI事業者を募集するために必要な書類は何ですか？」

募集に必要な書類はPFI法第5条、7条及び8条とガイドラインで定められています。実施方針、入札説明書（募集要項）、特定事業の選定、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、様式集等があります。（次ページ参照）その他に、行政と応募グループとの間で行う質問・回答の結果を示した書類が必要です。また、落札者が決まったら第11条に基づいて速やかに公表します。

「公表する順番は決まっていますか？」

最初は実施方針を公表します。これは、事業の概要を広く告知することが目的です。また、特定事業の選定をした時点で、PFI事業として実施することが適切であるか実施可能性を評価した書類を公表し、その他の書類は入札公告時に公表します。

「どうやって公表するのでしょうか？」

先行事例においては、多くが各地方公共団体のホームページで公表しています。（PFIについての情報収集はQ9参照）

「公表書類の作成に当たって注意することはありますか？」

地方公共団体が民間事業者を募集するに当たり“ここは力を入れて提案して欲しい”“これには配慮して欲しい”といった意図をきちんと伝えられるような書類にすることが重要です。

「地方公共団体の意図を伝えるには、どうすればよいのでしょうか？」

応募者に地方公共団体の意図を伝えるためには、民間事業者に力を入れて欲しい部分について、要求水準書や契約書案で詳しく表現する、提案書の枚数を多く指定する、評価の配点を高くする、といった方法が考えられます。また、説明会などにおいても詳細に解説することが考えられます。

事業者の選定方法が公募型プロポーザル方式の場合、文言が次のように変わります。

- ・入札説明書 募集要項
- ・落札者決定基準 事業者選定基準
- ・落札者 優先交渉権者

キーワード

応募グループ	複数の企業から構成される企業連合体。PFI事業の場合、連合体として応募する場合があります。
---------------	---

「PFI事業といえば、大企業しか受注できないというイメージがありますが、実際はどうですか？」

地域の企業も積極的に参加しています。以下の図は、PFI事業規模別に地域企業が契約に参加している件数等の実績を示しています。100億円未満の事業においても、多くの案件で地域企業が契約主体となっており、採択された提案グループすべてが地域企業で構成されている案件もあります。

地域の企業が参画したPFI事業の事例

凡例：選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数/全構成企業数

 : 地域企業が参画し、かつ、代表企業になっている事業
 : 地域企業が参画しているが代表企業になっていない事業
 : 地域企業が参画していない事業

分野	事業規模	契約金額（落札金額）					
		10億円未満			100億円以上		
教育・文化 (学校、学校空調、体育館、 給食わか、文化交流施設等)		1/3社	1/6社	3/4社	2/6社	2/7社	3/6社
		5/9社	6/6社	7/7社	1/4社	2/5社	2/9社
健康と環境 (医療、遊場、浄化槽等)		1/5社	2/4社	1/6社			0/1社
							4/8社
まちづくり (住宅、道路、下水道等)		3/3社	2/3社	4/4社	1/1社	4/4社	3/8社
		6/7社	1/3社	1/3社	3/3社	2/4社	2/4社
庁舎と宿舍 (事務庁舎、宿舍等)		4/4社	4/4社	6/7社	3/3社	1/3社	
					5/6社		
その他				3/4社	4/7社		3/6社

「地域の企業はどのような形で参加していますか？」

応募グループの代表企業として、構成員として、協力企業として参加しています。

また、地域の企業だけで実施している事例や、地域の金融機関が融資者として参加している事例もあります。

「地方公共団体は地域の企業に対して何らかの配慮をしているのでしょうか？」

民間事業者の選定においては公平性を担保することが必要ですが、先行事例では、県内の実績を応募企業の資格要件としている事例や、地域の企業が参画しているグループを優位に評価している事例があります。

キーワード

応募グループ	複数の企業から構成される企業連合体。PFI事業の場合、連合体として応募する場合があります。
代表企業	応募グループの代表者。募集の際に、「代表企業はSPCに対して出資を行うこと」と規定される場合があります。
構成員	SPCへ出資し、応募グループを構成する企業を指す場合があります。
協力企業	SPCへの出資を伴わず、構成員から業務を受託する企業を指す場合があります。

「PFIで民間に業務をゆだねてサービスの質を落とさないためにはどうしたらいいのでしょうか。」

要求水準書（Q14参照）によって、地方公共団体が要求する内容や質を決め、サービスの質を確保する、モニタリング（Q17参照）により事業期間中のサービスの質を維持する、サービスの質を向上させる仕組みを作る、等の方法があります。

要求水準書によるサービスの質の確保

地方公共団体が要求するサービスの水準を明確にするため、要求水準書で要求するサービスの内容を詳細に明記することが大切です。

なおこの際、必須条件として設定すべき項目については仕様発注として業務内容に制限を加え、必須ではない条件については業務内容への制限が少なくなるよう具体的な期待を文章化するといった工夫が必要となります。

モニタリングによる事業期間中の質の維持

長い事業期間には、次第にサービスの質が低下していくことも考えられるので、地方公共団体は、PFI事業者がきちんと業務を行っているか監視する必要があります。これをモニタリングといいます。モニタリングは、定期的に行われ、“要求水準を満たしてない”と判断されると地方公共団体から民間事業者への支払額が減額される等の可能性があります。

なお、サービス対価が発生する場合、対価が長期に固定されないよう数年ごとに見直す条件を付す場合もあります。

サービスの質を向上させる仕組み

サービスの質を向上させる仕組みとして、事業類型を独立採算型（Q11）とする方法があります。独立採算型の場合、民間事業者は自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入により直接資金を回収することから、地方公共団体の支払はありません。この仕組みは、利用が増える 利用料金収入が増額 民間事業者の収入増となり、質の向上につながると考えられます。

ただし、独立採算型事業の場合でも、公共性を確保する観点から、民間事業者による事業の中身や利用料金等について、慎重な検討が地方公共団体に求められます。独立採算型以外にも混合型（Q11参照）もサービスの質を向上させる仕組みと考えられます。

なお、収益の一定割合を事業への再投資に利用する枠組みを設定することで、長期間の事業において適切なタイミングでサービスをアップグレードする仕組みを採用する場合もあります。

キーワード

要求水準書	P F I 事業で、民間事業者に対して求める条件や内容を明記したものです。
モニタリング	民間事業者が提供する公共サービスの水準を監視（評価）する行為です。
独立採算型	民間事業者は地方公共団体から事業許可を受け、利用者からの料金収入により公共施設を整備・運営する方式です。

「モニタリングとは、どのようなものですか？」

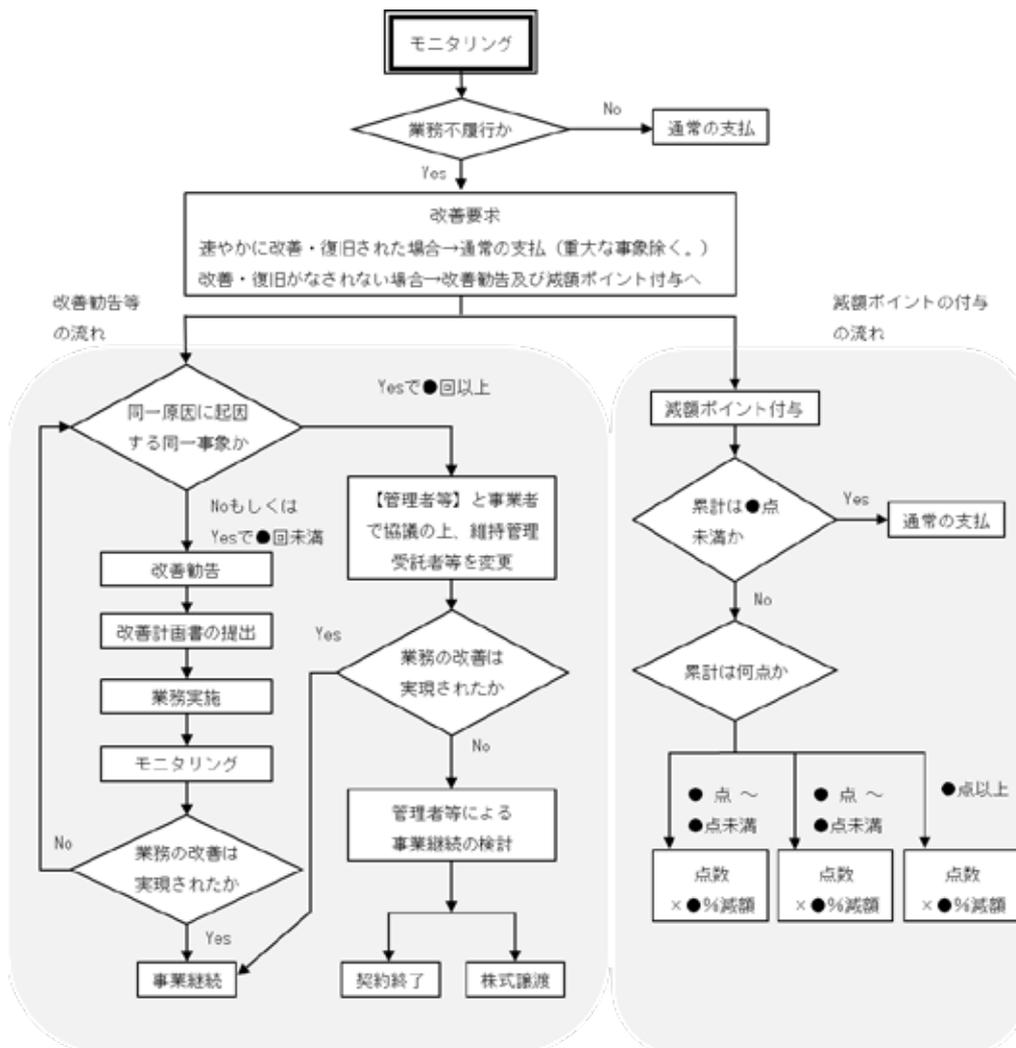
事業期間にわたり、選定事業者が提供する公共サービスの水準を地方公共団体が監視（測定・評価）する行為です。（モニタリングに関するガイドライン（平成30年10月改正）を参照）

「モニタリングは、なぜ必要なのですか？」

事業期間中に、施設が利用できない、施設・設備の不具合が発生した、PFI事業者の財務状況が悪化した等の事態が発生する可能性があります。モニタリングは、このような事態を未然に防ぎ、サービスの質を維持し、不具合が発生したときに適切な処置をとるために必要です。

「モニタリングは、どのような流れで、何を行うのでしょうか？」

ガイドラインに示すモニタリングの流れを紹介しますので参考にしてください。



「財務モニタリングとはどのようなものですか？」

S P Cの財務諸表等の分析を通じてS P Cの財務状況を監視し、事業の円滑な実施を担保しようとするものです。